

だれもが住みよいまち宮城の 実現をめざして

だれもが住みよい
まちづくり条例と
高齢者、障害者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー法)について



宮城県

だれもが住みよい福祉のまちづくりは、
県などの行政だけでなく、県民の方々や
事業者の方々と共に進めていくことが大切です。

県民の役割

- 福祉のまちづくりへの自主的な取り組み
- 県や市町村の施策への協力
- 身体機能に応じた住宅の整備

事業者の役割

- 福祉のまちづくりへの自主的な取り組み
- 県や市町村の施策への協力
- 公益的施設や公共車両等の整備

だれもが住みよい
福祉のまちづくり

**住みよいまち宮城の
実現をめざして**

市町村の役割

- 地域の実情に応じた施策の実施
- 県の施策への協力
- 市町村有施設の整備

県の役割

- 総合的施策の実施
- 基本計画の策定、推進体制の整備など
- 県有施設の整備

バリアフリー法によるまちづくりは、
国・県・市町村・
施設管理者の方々の協力で実施されています。

基本方針

- 主務大臣(国土交通大臣)が策定
- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 建築物等の所有者が講ずべき措置に関する基本的事項

関係者の責務

- 移動等円滑化の促進のための措置
- 関係者と協力して、施策の持続的かつ段階的な発展
- 心のバリアフリーの推進

基準適合義務等

- 旅客施設及び車両、一定の道路や路外駐車場、公園施設、特別特定建築物の適合義務
- 特定建築物の適合努力義務
- 誘導的基準による特定建築物の計画の認定

重点整備地区などによる一体的な推進

- 市町村による基本構想の策定
- 高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区を重点整備地区に指定
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会などが、基本構想に基づいて特定事業を実施
- 重点整備地区内の駅、駅ビル、複数管理者が関係する経路についての協定制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度
(詳細は各市町村へおたずね下さい。)

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例では、
指定施設の新築、増築、改築、
移転等をする方は、整備基準に適合しているか
どうかについて届出が必要になります。

●届出の窓口●

建 築 物	建 築 物 以 外
県土木事務所建築担当班	県土木事務所行政班
石巻市建設部建築指導課	
塩竈市建設部建築課	
大崎市建設部建築住宅課	

※仙台市の区域については、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」が適用され、整備基準、届出の窓口等が異なります。
詳しくは、仙台市社会課又は建築指導課（電話022-261-1111 代表）までお問い合わせください。

●公益的施設・指定施設●

公益的施設 (不特定かつ多数の方が利用する施設及びこれに準ずる施設で、県が定めた整備基準に従って整備をする必要がある施設)		指定施設 (左欄の公益的施設のうち下記の施設で、新築、増築、改築、移転等をする場合に届出が必要となる施設)
建築物	社会福祉施設、病院、学校、官公庁舎、郵便局、ガス・電気・電話の事業の営業所、銀行、公衆便所、図書館、博物館、公民館、駅など	すべての施設
	理容所、美容所	50㎡を超える施設
	飲食店、物品販売店、サービス業の店舗、公衆浴場	200㎡を超える施設
	体育館、劇場、映画館、遊技場など	500㎡を超える施設
	展示場、ホテル、旅館、自動車車庫など	1,000㎡を超える施設
	事務所、複合施設	3,000㎡を超える施設
	共同住宅	50戸を超える施設
建築物以外の公共交通機関の施設	駅、バスターミナルなどで建築物以外のもの	すべての施設
道 路	道路法による道路	すべての施設
公 園	都市公園、児童遊園、動物園、植物園など	すべての施設
路外駐車場	路外駐車場で建築物以外のもの	駐車場法第12条の届出の対象となる施設

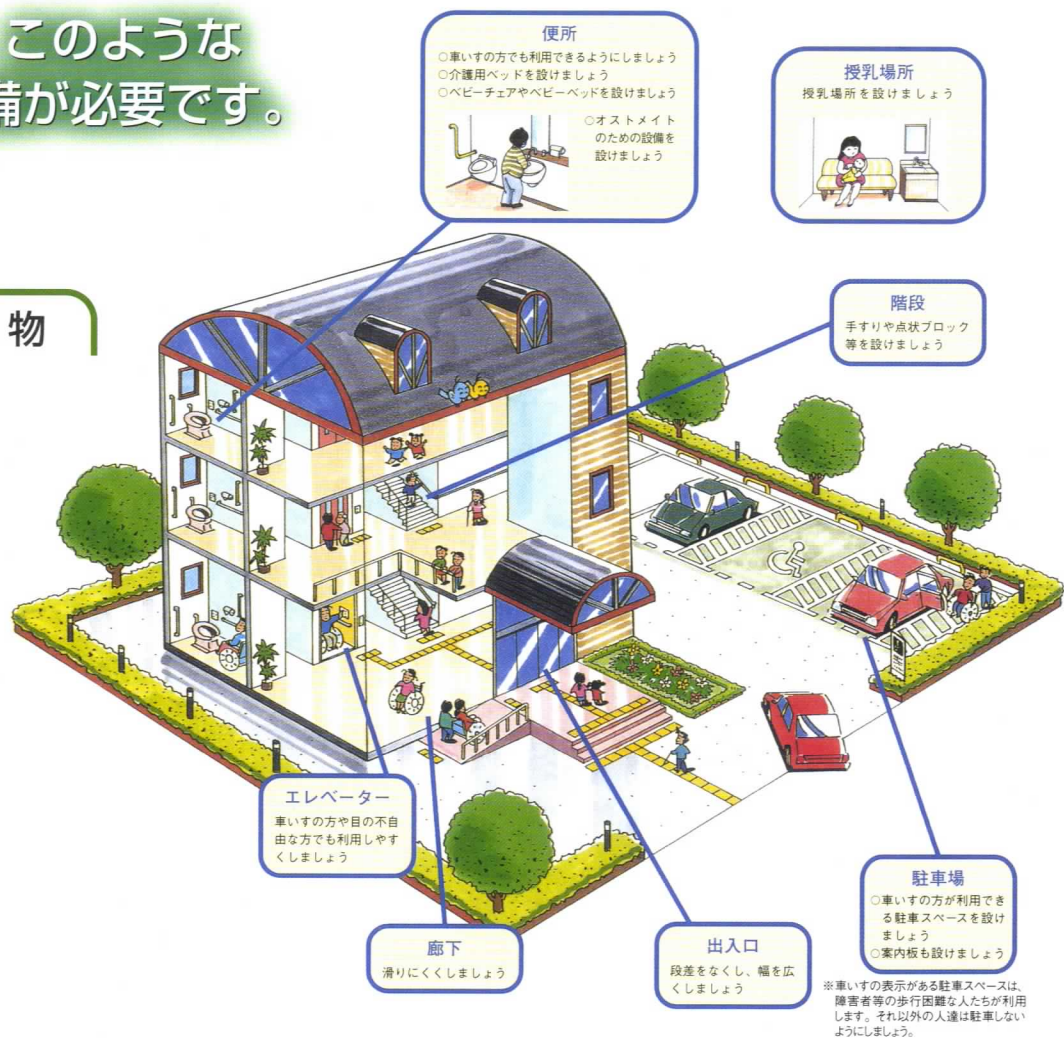
バリアフリー法の対象となる建築物

対象用途 (以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えで努力義務の対象)	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別支援学校 2. 病院又は診療所 3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4. 集会場又は公会堂 5. 展示場 6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 7. ホテル又は旅館 8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) 10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの 11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場 12. 博物館、美術館又は図書館 13. 公衆浴場 14. 飲食店 15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗 16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 17. 自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。) 18. 公衆便所 19. 公共用歩廊 	<p style="text-align: center; color: red; font-size: 1.2em;">2,000m²以上</p> <p style="text-align: center;">の新築、増築、改築、 用途変更義務付け (18.公衆便所は50m²以上)</p> <p style="text-align: center;">※既存建築物についても、 努力義務の対象</p>
<ol style="list-style-type: none"> 20. 学校(1の用途を除く。) 21. 卸売市場 22. 事務所(8の用途を除く。) 23. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 24. 保育所等(9の用途を除く。) 25. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設(11の用途を除く。) 26. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの 28. 工場 29. 自動車の停留又は駐車のための施設(17の用途を除く。) 	

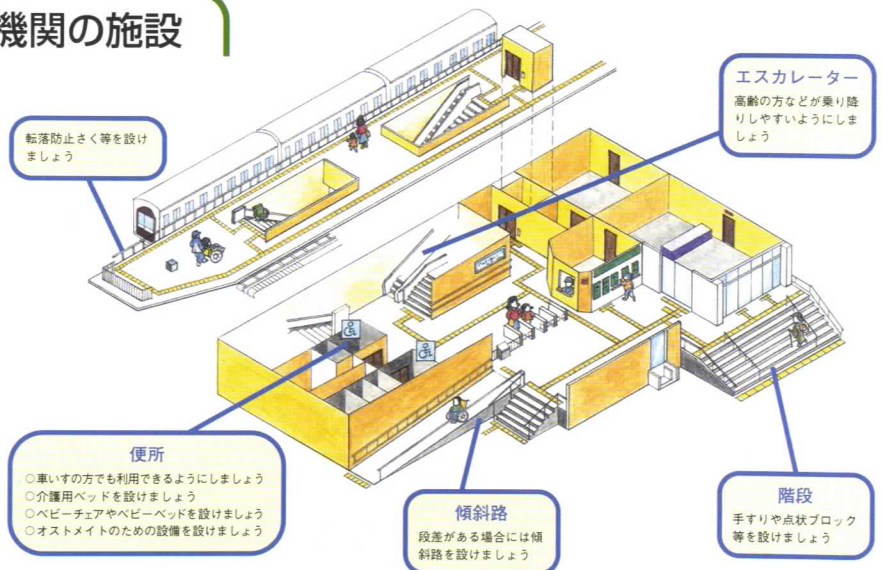
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例では、
 高齢の方や障害のある方が公益的施設を
 円滑に利用できるようにするために県が定めた
 整備基準に従って整備する必要があります。

例えば、このような
 整備が必要です。

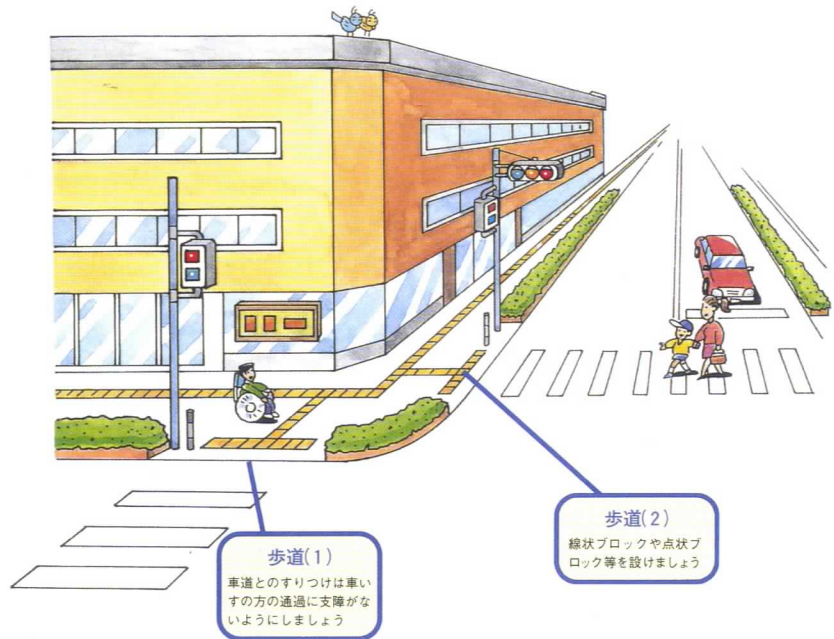
1. 建築物



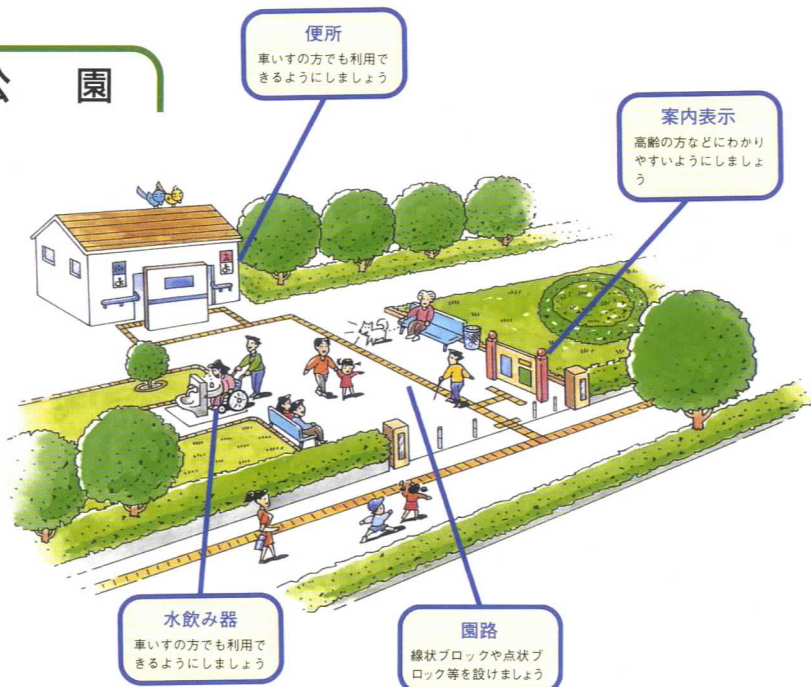
2. 建築物以外の公共交通機関の施設



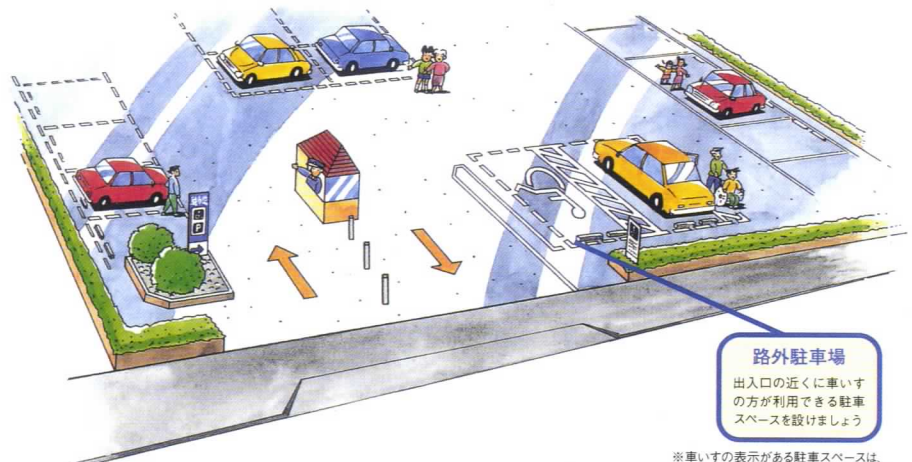
3. 道路



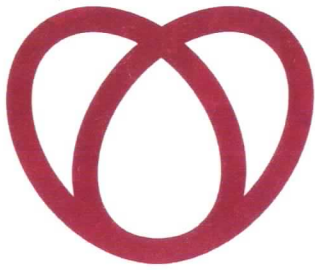
4. 公園



5. 路外駐車場



※車いすの表示がある駐車スペースは、障害者等の歩行困難な人たちが利用します。それ以外の人達は駐車しないようにしましょう。



だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

適合証

宮城県

バリアフリー法で誘導的基準による
認定を受けた建築物に提示されるシン
ボルマークです。

福祉のまちづくり条例で整備基準に
適合していることを示すマークです。

お問い合わせ

●●法律や条例等に関するお問い合わせ●●

宮城県保健福祉部社会福祉課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

電話 022-211-2519(直通)

FAX022-211-2594

URL <http://www.pref.miyagi.jp/syahuku/>

※仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市に建築する場合はそれぞれの部署(下段)へお問い合わせ下さい。

●●申請・届出等に関するお問い合わせ●●

建築物については…

宮城県土木部建築宅地課		電話 022-211-3243 (直通)
宮城県土木事務所等建築担当班	大河原土木事務所	電話 0224-53-3918 (直通)
	仙台土木事務所	電話 022-297-4347 (直通)
	北部土木事務所	電話 0229-91-0737 (直通)
	北部土木事務所栗原地域事務所	電話 0228-22-2168 (直通)
	東部土木事務所登米地域事務所	電話 0220-22-2775 (直通)
	東部土木事務所	電話 0225-94-8691 (直通)
	気仙沼土木事務所	電話 0226-24-2538 (直通)
仙台市都市整備局住環境部建築指導課		電話 022-261-1111 (代表)
石巻市建設部建築指導課		電話 0225-95-1111 (代表)
塩竈市建設部建築課		電話 022-364-1126 (直通)
大崎市建設部建築住宅課		電話 0229-23-8057 (直通)

建築物以外の施設については…

宮城県土木部土木総務課		電話 022-211-3107 (直通)
宮城県土木事務所等行政班	大河原土木事務所	電話 0224-53-3903 (直通)
	仙台土木事務所	電話 022-297-4118 (直通)
	北部土木事務所	電話 0229-91-0732 (直通)
	北部土木事務所栗原地域事務所	電話 0228-22-2174 (直通)
	東部土木事務所登米地域事務所	電話 0220-22-2494 (直通)
	東部土木事務所	電話 0225-94-8692 (直通)
	気仙沼土木事務所	電話 0226-24-2539 (直通)

このパンフレットは1500部を製作し、
1部当たりの単価は約105円です。



再生紙を使用しています。

H22.3